

御所市庁舎広告付き窓口番号案内
表示システム設置業務

プロポーザル実施要領

令和5年9月
御所市

御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

市民課及び税務課窓口でその番号案内のためのシステムを設置することにより、来庁者の利用環境向上を目的とし混雑緩和、待ち時間の快適化、または地域情報や行政情報の提供による市民サービスの向上と併せて財源確保及び経費削減を図り、地域経済の活性化の実現を目的とする。

2. 業務の趣旨

(1) 業務名

御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務

(2) 業務の内容

別紙「御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和10年12月28日まで

※契約締結日から令和5年12月29日までの間は、令和6年1月4日から設置業務が開始できるよう準備期間とします。

(4) 履行場所

奈良県御所市1-3（御所市役所内）市民課・税務課窓口

御所市が定めた外部施設1ヶ所（広告モニターのみ設置）

3. スケジュール（予定）

内 容	日 程
公告	令和5年9月29日（金）
質問の受付	令和5年9月29日（金）～令和5年10月6日（金）
質問に対する回答	令和5年10月11日（水）
参加申込書の提出	令和5年9月29日（金）～令和5年10月13日（金）
参加資格審査実施	令和5年10月18日（水）
応募資格審査結果通知	令和5年10月19日（木）
企画提案書の提出	令和5年10月16日（月）～令和5年10月23日（月）
プレゼンテーション	令和5年10月30日（月）
選考結果通知	令和5年10月31日（火）
業務委託契約の締結	令和5年11月1日（水）予定

※日程については、変更する場合がある

4. 応募資格要件等

次の要件を全て満たしているものとする。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(イ) 御所市の令和5年度競争入札参加資格があること。登録されていない法人で、市が求める書

類を提出し、市長が参加を認めた者であること。

- (ウ) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第124号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (エ) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (カ) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (キ) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (ク) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者。
- (ケ) 過去3か年（令和2年度～令和4年度）で、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務の取扱実績を有すること。
- (コ) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度（12か月）以上を経過していること。

5. 設置業務事業所の選定

本業務の設置業務事業所の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書（様式1）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を優先交渉の委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、得点の総計が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により優先交渉の委託予定者を決定する。

6. 募集要領等の配布

(1) 期間

令和5年9月29日（金）から令和5年10月23日（月）まで

(2) 配布場所

御所市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.gose.nara.jp>

7. 質問及び回答

質問については、その旨を記載した質問書（様式2）を、電子メール（Wordに限る）により送信し、件名を「御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務委託に係る質問」とし、電話にて受信確認をすること。なお、電子メール以外での質問については回答しないこととする。

（1）送信先

御所市役所 市民協働部 市民課 担当：松本

電話 : 0745-44-3019【直通】

電話 : 0745-62-3001【代表】 内線（242）

電子メール : shimin@city.gose.nara.jp

（2）質問受付期間

令和5年10月6日（金）午後4時まで

（3）質問に対する回答

令和5年10月11日（水）午後5時までに、参加申込をしている全事業者に対して、電子メールにて回答するものとする。

8. 参加申込

（1）申込方法

プロポーザルに参加意思のある場合は、参加申込書（様式1）、業務実績書（様式3）、誓約書（様式4）を次の通り提出すること。発注者は、参加資格要件等に基づき参加資格審査を行い、結果を通知する。参加資格が認められた者は提案書を提出し、後日開催するプレゼンテーション審査に参加できるものとする。

（2）参加申込書及び業務実績書、誓約書の提出期限、場所、方法

①提出期限 令和5年10月13日（金）（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

※なお最終日令和5年10月13日（金）は午後4時まで

※郵送の場合は、令和5年10月13日（金）必着

②提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。

③提出書類 ア 参加申込書（様式1）

イ 業務実績書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 参加資格要件等を満たしていることが確認できる資料（登録証等の写し。両方を満たす場合はそれぞれ提出すること。）

※競争入札参加資格を有していない者は、下記の書類を添付すること。

オ 印鑑証明書

カ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

カ 納税証明書（本社）法人税、消費税及び地方消費税に未納額または滞納がない旨の証明書「その3の3」

- キ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式5）
- ④提出部数 各1部
- ⑤提出先 〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
御所市役所 市民協働部 市民課
[TEL:0745-44-3019](tel:0745-44-3019)
- ⑥その他 参加申込書を提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下①～④の資料を提出すること。

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 会社概要書（様式6）
事業者の経歴、役員構成、組織体制、事業概要、売上高がわかる資料を添付すること。
- ③ 配置予定者の経歴、業務実績等（様式7）
- ④ 提案価格書（様式8）

(2) 企画提案書作成上の留意点

- ① 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- ② 企画提案書は任意様式とするが、ページ下部に通しページ番号を振ること。なお、ページ数は表紙を入れて30ページ以内とする。
- ③ 企画提案書の内容については、後述する11. 提案書の審査基準及び審査方法（1）通番③～⑫の項目について順に記載すること。
- ④ 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く）。
- ⑤ 企画提案書の正本には企画提案書等提出書（様式10）を表紙とし社名を記載すること。
- ⑥ 企画提案書の副本には社名を一切記載しないこと。
- ⑦ 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。
- ⑧ 一度提出された企画提案書は、これを書き換え、差し替え、追加または撤回することはできない。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所、方法

- ①提出期限 令和5年10月23日（月）（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。
※なお最終日令和5年10月23日（月）は午前11時まで
※郵送の場合は、令和5年10月23日（月）必着
- ②提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。

- ③提出先 〒639-2298 奈良県御所市1番地の3
御所市役所 市民協働部 市民課 担当：松本 TEL0745-44-3019
- ④提出部数 正本各1部、企画提案書の副本8部とする。

10. プレゼンテーションの実施

企画提案の内容について、提案者がプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日及び場所

令和5年10月30日(月)実施予定

※開始時刻及び場所については、別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの方法

- ① 1者あたりの時間は30分程度とする。
 - ・企画提案書の内容説明(20分)
 - ・企画提案書に対する質疑応答(10分)
- ② 1者あたりの出席者は3名までとする。
- ③ スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。

11. 提案書の審査基準及び審査方法

御所市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置業務事業者審査選定委員会(以下「選定委員会」という。)により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を優先交渉の委託予定者として選定する。ただし、最高得点となった者が選定委員会で定める基準点(選定委員の合計点の平均が60点)に満たない場合は、委託予定者を選定しない。

なお、公平性を期するため、審査は事業者名を伏せて行う。

(1) 審査基準

次の審査基準により評価を行う。

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	過去3年間に地方公共団体と契約した本件類似・関連業務の取扱実績を豊富に有しているか	6
	業務の目的、内容を理解した提案となっているか	5
	実施計画書が具体的で、実現性があるか	10
組織・管理者体制	管理責任者・担当者等の人員配置は適切か	5
提案価格	提案価格はより高く提案されているか	8
設置するシステムの提案	文字のサイズや配色、安全性、設置方法やスペースの活用方法など、来庁者に配慮したデザインになっているか	10
	システム構成機器は、来庁者及び職員にとって操作性が考慮され、表示が明瞭で視認性に優れ、機能に工夫が施されたものになっているか	8
	掲出する行政情報の作成・掲出、または作成・掲出支援の体制が具体的で、実効性があるか	8
	提案した機器等の提供が可能か	8
	広告モニターの規格はどのようなものか	8
民間事業者の広告	広告主の募集・調整・広告の制作、広告審査等の体制が十分に整備されているか	8
運用・保守体制	故障および緊急時の対応や維持管理体制が十分に整備されているか	8
	故障、事故、災害等、緊急時の対応として概ね1時間程度以内で設置場所に到着が可能であるか	8
評価点合計		100

(2) 審査方法

上記(1)で設定した評価基準や配点に基づき選定委員会において総合的に審査し、最も優れていると認められる者を優先交渉の委託予定者として選定する。

ただし、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員の議決により候補者を特定するものとする。なお、優先交渉に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合等は、審査結果に基づき、次点交渉に選定された事業者から順に繰り上げて交渉を行うものとする。

参加者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を行い、受注候補者特定の可否を協議して決定するものとする。

12. 審査結果の通知

選定結果については、全ての事業者に通知する。なお、審査の結果等については、電話等による問合せは一切応じない。

13. 契約

選定された事業者は、通知があり次第、御所市契約規則に基づき業務委託契約書を締結した後速やかに業務の準備に着手すること。

14. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 全ての提案について、業務の目的が十分に達成できないと市が判断したときは、事業者を選定しない。

15. 問合せ先

御所市役所 市民協働部 市民課 担当：松本

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

TEL：0745-44-3019(直通) FAX：0745-60-4150

E-mail：shimin@city.gose.nara.jp